Press Release

令和5年8月8日 原子力安全対策推進監 電話番号089-912-2352

伊方発電所3号機使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に関する 事前協議の了解について

四国電力㈱から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第9条に基づき、事前協議のあった「使用済樹脂貯蔵タンク増設工事」について、本日、県として了解の上、別添のとおり、同社に対して了解文書を手交しましたので、お知らせします。

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所3号機使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に関する事前協議」 への了解について

貴社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、令和4年8月1日付け原子力発第22214号により事前協議のあった標記については、了解することとしたので、通知します。

なお、繰り返し要請している伊方発電所の安全対策の不断の向上はもとより、下記事項の遵守、信頼関係の根幹である「えひめ方式」による通報連絡の徹底に遺漏なきこと、加えて県民の信頼回復の途上にあることを関係者がしっかりと認識して取り組むこと。

記

- 1 増設工事等における安全確保について 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に当たっては、安全確保を最優先に実施すること。
- 2 使用済樹脂保管中の管理及び教育について 使用済樹脂貯蔵タンクは、放射性廃棄物の一時保管施設であるため、その運用開始後 は、協力会社を含めた作業員への教育を徹底し、安全確保と環境保全を優先すること。
- 3 使用済樹脂の保管及び処理・処分について 使用済樹脂の保管は、あくまでも一時的なものであり、責任を持って計画的な搬出に 取り組むとともに、最新の知見を収集するなど、処理・処分方法の検討を着実に進め、 確立させること。
- 4 状況報告及び情報公開について

増設工事の進捗状況や使用済樹脂の処理方法の技術的な内容、保管状況及び搬出計画 等について、適宜報告するとともに、県民への適切な情報公開に努めること。

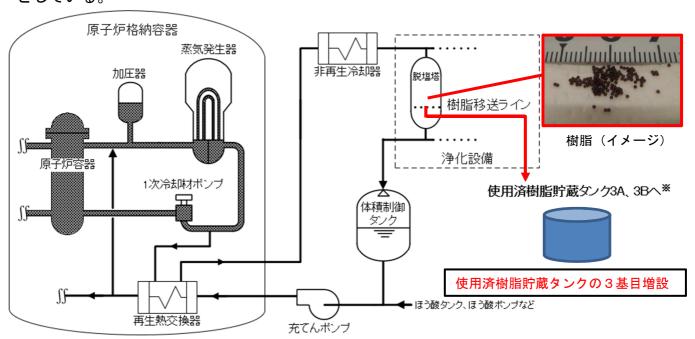
5 地域振興対策について

地域貢献の観点から、使用済樹脂貯蔵タンクの設置・管理に当たっては、地元企業に 経済効果が及ぶよう配慮すること。

使用済樹脂貯蔵タンク増設工事の概要

使用済樹脂貯蔵タンクは、1次冷却材等を浄化するために使用した樹脂の放射能を減衰 させるため、貯蔵する設備。

現在、原子炉補助建屋内に2基設置しているが、今後、伊方発電所3号機の運転に伴い発生する使用済樹脂量を考慮して、建設時より増設用に確保していた場所に、新たに3基目のタンクを設置することとしたもの。本設備については、令和8年度中に設置する計画としている。



※ この系統以外の脱塩塔からも使用済樹脂受入を行っている。

(四国電力㈱資料を一部加工)

伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンク増設に係る概略系統図

使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に関する事前協議への主な県の対応等

令和4年8月1日	四国電力㈱から安全協定※1に基づく事前協議を受ける
令和4年8月4日	覚書*2に基づき八幡浜市に意見照会、大洲市及び西予市に通知
令和4年8月10日	県原子力安全専門部会において申請概要を審議
令和4年8月18日	県伊方原子力発電所環境安全管理委員会において申請概要を審議
令和4年11月11日	県原子力安全専門部会において現地調査を実施
令和4年12月16日	四国電力㈱から事前協議書内容の補正を受ける
令和5年4月25日	県原子力安全専門部会において国の審査結果等も踏まえて審議、
	部会意見を取りまとめ
令和5年8月1日	県伊方原子力発電所環境安全管理委員会において原子力安全専門
	部会意見等も踏まえて審議、委員会意見を取りまとめ
令和5年8月2日	伊方町から事前協議に了解する旨の報告を受ける
令和5年8月2日	八幡浜市から事前協議に係る意見照会に対する回答を受ける
令和5年8月8日	四国電力㈱に対して事前協議の了解を通知

- ※1 伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書
- ※2 伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書